

子ども・子育て支援事業計画について

検討資料

子ども・子育て支援事業計画とは

1 趣 旨

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他子ども・子育て支援法(以下「同法」とする。)に基づく業務の円滑な実施に関する計画

2 盛り込む計画内容(同法第61条第2項より抜粋)

○教育・保育の量の見込、提供体制の確保の内容、実施時期

○地域子ども・子育て支援事業の量の見込、提供体制の確保の内容、実施時期

※地域子ども・子育て支援事業とは

同法第59条に「市町村は、内閣府令で定めるところにより、同法第1項に規定する市町村子ども・支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、13事業を行うものとする。」を規定されています。

(13事業例:妊婦健康診査、放課後児童健全育成事業<児童クラブ>、ファミリー・サポート・センター事業、地域子育て支援拠点事業など)

○幼児期の学校教育・保育の一体的提供、推進に関する体制の確保内容

3 計画期間

○5年を一期とする。

※同法第61条第1項より、「基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

(参考)

次世代育成支援行動計画

○次世代育成支援対策推進法第8条第1項

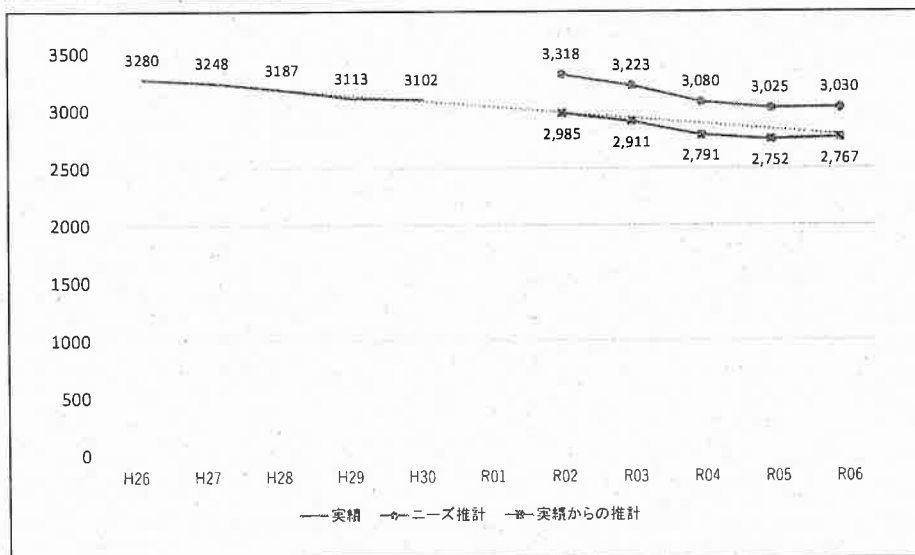
市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。

子ども・子育て支援事業の量の見込みについて（速報値）

○1号認定

単位：人

実績値（下段：利用者割合）					推計値				
H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	※上段：ニーズ推計 下段：実績からの推計				
3,280	3,248	3,187	3,113	3,102	3,318	3,223	3,080	3,025	3,030
					2,985	2,911	2,791	2,752	2,767



○実績からの推計方法

過去五年間における幼児教育利用者割合の変動をもとに、次期計画期間中の利用者割合の推移を推計。その推計した割合を人口推計に掛け合わせ算出。

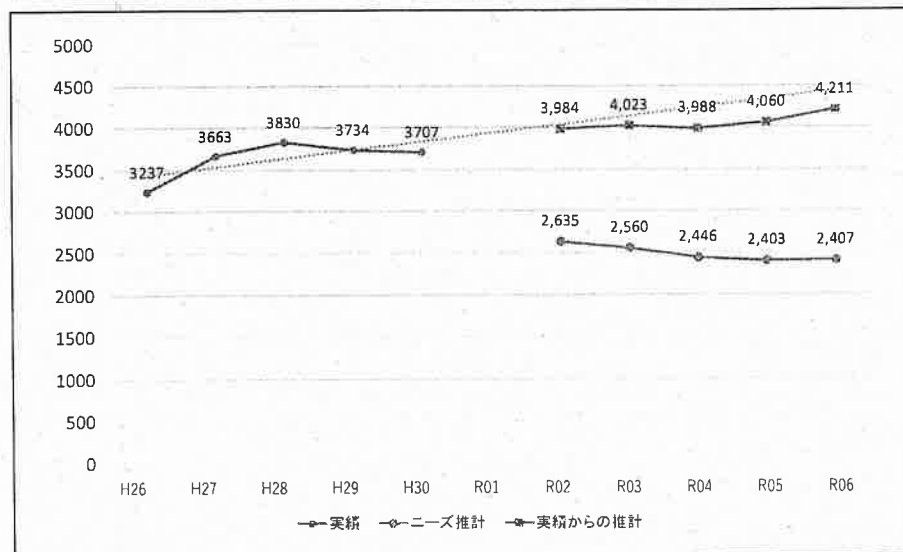
○備考

1号認定の教育利用の見込みに加え、「現在2号認定で教育を利用している家庭」と「現在2号認定で保育を利用しており、教育希望が強い家庭」のニーズを反映。

○2号認定

単位：人

実績値（下段：利用者割合）					推計値				
H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	※上段：ニーズ推計 下段：実績からの推計				
3,237	3,663	3,830	3,734	3,707	2,635	2,560	2,446	2,403	2,407
					3,984	4,023	3,988	4,060	4,211



○実績からの推計方法

過去五年間における幼児教育利用者割合の変動をもとに、次期計画期間中の利用者割合の推移を推計。その推計した割合を人口推計に掛け合わせ算出。

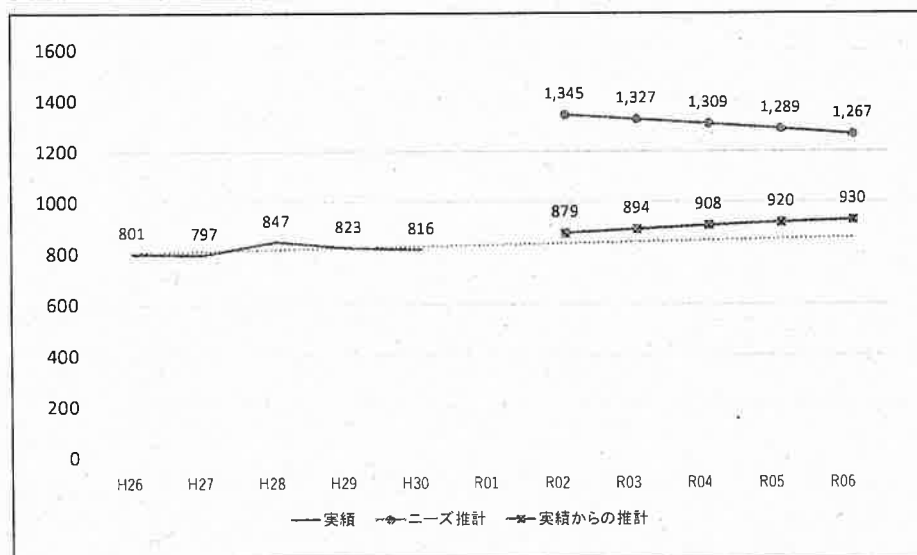
○備考

「現在2号認定で教育を利用している家庭」と「現在2号認定で保育を利用しており、教育希望が強い家庭」の見込みは含まず。

○3号認定（0歳児）

単位：人

実績値（下段：利用者割合）					推計値				
H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	※上段：ニーズ推計 下段：実績からの推計				
					R02年度	R03年度	R04年度	R05年度	R06年度
801	797	847	823	816	1,345	1,327	1,309	1,289	1,267
					879	894	908	920	930



○実績からの推計方法

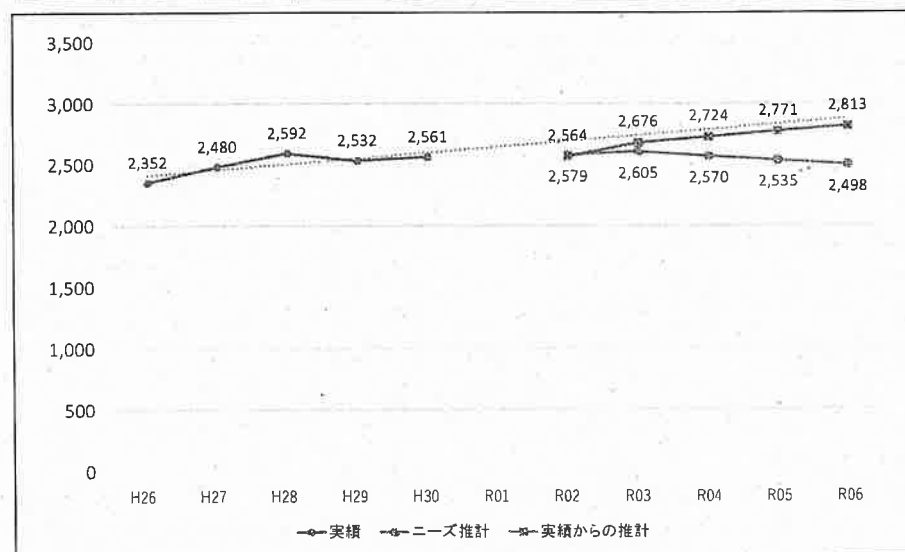
過去五年間における幼児教育利用者割合の変動をもとに、次期計画期間中の利用者割合の推移を推計。その推計した割合を人口推計に掛け合わせ算出。

○備考

○3号認定（1～2歳）

単位：人

実績値（下段：利用者割合）					推計値				
H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	※上段：ニーズ推計 下段：実績からの推計				
					R02年度	R03年度	R04年度	R05年度	R06年度
2,352	2,480	2,592	2,532	2,561	2,579	2,605	2,570	2,535	2,498
					2,564	2,676	2,724	2,771	2,813



○実績からの推計方法

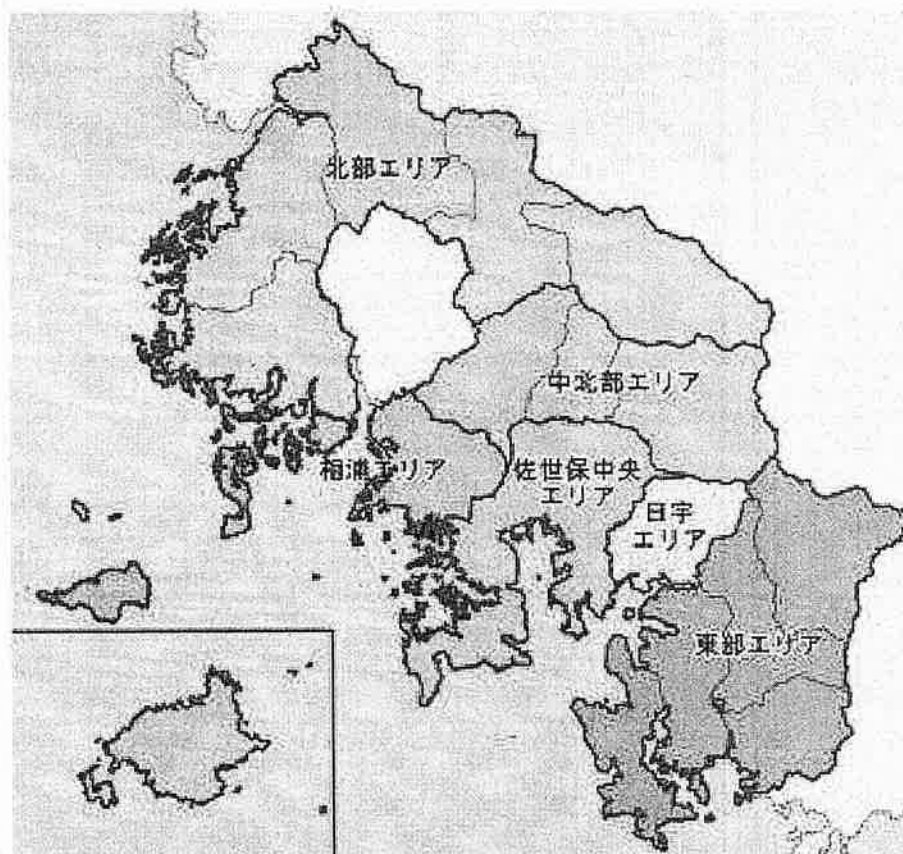
過去五年間における幼児教育利用者割合の変動をもとに、次期計画期間中の利用者割合の推移を推計。その推計した割合を人口推計に掛け合わせ算出。

○備考

教育・保育の量の見込みの区域別設定について

教育・保育の量の見込みの区域別設定について、各地域の現状や特性、大規模な宅地開発等による量的な変動要素のほか、アンケートの統計処理上の条件等も勘案した中で、現行の「佐世保市都市計画マスタープラン」の地域連携・調和エリアとして設定されている以下の6つのエリアを想定している。

- 1 北部〔合併旧5町管内〕
- 2 中北部〔中里皆瀬・大野・柚木管内〕
- 3 相浦〔相浦・黒島管内〕
- 4 佐世保中央〔本庁・宇久管内〕
- 5 日宇〔日宇管内〕
- 6 東部〔早岐・針尾・江上・宮・三川内管内〕



地域子ども・子育て支援事業について(13事業)

事業名	事業説明	実績										将来ニーズ	次期計画における実施の方向性
		指標の種類	H27年度		H28年度		H29年度		H30年度		H31年度 (目標値)		
			見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み		
①利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業 ＜市の取組：保育コンシェルジュ、ままんちさげば 等＞	実施箇所数 (単位：か所)	1	1	1	1	1	2	2	2	2	子育てに困ったときの相談窓口として、77.5%の人が重要と感じている。(子ども・子育て支援に関するアンケート)	現状として、子育てで世帯へ情報提供や相談等一定の効果をあげており、将来的にもニーズが予想されるため、継続して実施の必要性あり。
		利用者数(延べ人数) (単位：人)		276		733		1,168		947			
②地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業 ＜市の取組：10か所で地域子育て支援センターを実施 等＞	実施箇所数 (単位：か所)	11	11	11	11	11	10	10	10	11	地域子育て支援センター等の親子同士の交流を図るための支援について、74.5%の人が重要と感じている。(子ども・子育て支援に関するアンケート)	現状として、子育てをする親子の交流を図る場として、一定の実績が見られ、アンケート調査からも重要と回答している方も多いことから、継続して実施の必要性あり。
		利用者数(延べ人数) (単位：人)	105,600	118,795	105,600	121,478	105,600	107,199	120,000	100,824	120,000		
③妊婦健康診査	妊婦と胎児の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計画、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業 ＜市の取組：「健康状態の把握」、「保健指導」等＞	健診受診者数 (単位：人)	2,370	2,222	2,340	2,081	2,300	2,037	2,260	2,023	2,260	安心して妊娠・出産できるための乳幼児健診などの母子保健サービスについて、91.3%の人が重要と感じている。(子ども・子育て支援に関するアンケート)	妊娠と胎児の健康の保持のために必須の事業であるため、継続して実施の必要性あり。
		健診回数 (単位：回)	28,440	26,284	28,080	25,349	27,600	24,961	25,230	23,984	25,230		
④乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業 ＜市の取組：乳幼児期による「子育てに関する情報提供」、「乳児・保護者の心身の状況及び養育環境の把握」等＞	利用者数(訪問世帯数) (単位：件)	2,140	2,047	2,120	2,071	2,080	2,014	1,930	1,921	1,930	乳幼児・保護者の心身の状況の把握、情報提供等一定の効果をあげており、アンケート調査からも非常に多くの方が重要と感じていることから、継続して実施の必要性あり。	
⑤養育支援(訪問)事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	＜養育支援(訪問)事業＞ 養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業 ＜市の取組：保護者に対する育児支援 等＞ ＜子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業＞ 虐待問題や子育て家庭の抱える様々な問題に対する予防や対応などを協議し、関係施設・機関等とともに包括的にサポートを行う事業 ＜市の取組：応援センター等関係機関等を含めた連携 等＞	養育支援訪問事業利用者数(訪問世帯数) (単位：件)	280	177	280	198	280	160	280	141	280	子育て家庭における問題の多様化、児童虐待が社会問題となる中、関係施設・機関等との連携の強化が全国的に求められている。	乳幼児期における適切な養育について、一定の効果を見せている。また、昨今、子育て家庭の抱える問題が多様化してきており、虐待の予防にもつながることから、継続して実施の必要性あり。
⑥子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業)) ＜市の取組：ショートステイ事業、トワイライトステイ事業の実施＞	実施箇所数 (単位：か所)		4		4		4		4	4	ひとり親家庭等で保護者の疾病等の理由により、養育を受けることが困難となった児童について、一定のニーズがある。	事業の性質上、ひとり親家庭等の児童の保護という観点から、継続して実施の必要性あり。
		利用者数 (単位：人)	98	70	98	51	98	81	98	66	98		
⑦ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業 ＜市の取組：委託による事業実施 等＞	利用者数 (単位：人)	1,150	1,311	1,300	1,541	1,400	1,458	1,700	1,703	1,700	利用者が年々増加傾向にあり、子ども・子育て支援に関するアンケートからも一定のニーズを見ることができる。	現状、利用者が増加しており、また将来的にも一定のニーズが求められるため、継続して実施の必要性あり。
⑧一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、一時的に預かり、必要な保護を行う事業 ＜市の取組：実施している幼児教育・保育施設への運営費の補助＞	利用者数 (単位：人)	53,540	85,777	53,080	93,376	52,230	103,866	93,000	116,216	93,000	延長保育など多様なニーズにこたえられる幼稚園・保育所等について、89.2%の人が必要と思っている。(子ども・子育て支援に関するアンケートから)	現状、見込み値を大きく上回る利用実績があり、将来的に多様な保育ニーズへの対応も必要となってくるため、継続して実施の必要性あり。
⑨延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業＜市の取組：実施している幼児教育・保育施設事業者へ運営費の補助＞	利用者数 (単位：人)	4,060	3,600	4,020	3,810	3,970	3,611	3,930	3,640	3,870		現状、一定のニーズ・効果があり、将来的にも多様な保育ニーズへの対応も必要となってくるため、継続して実施の必要性あり。

地域子ども・子育て支援事業について(13事業)

事業名	事業説明	実績										将来ニーズ	次期計画における実施の方向性
		指標の種類	H27年度		H28年度		H29年度		H30年度		H31年度 (目標値)		
			見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み		
⑩病児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業 ＜市の取組:実施している医療機関等へ委託＞	実施箇所数 (単位:か所)		5		5		4		4	5	延長保育など多様なニーズにこたえられる幼稚園・保育所等について、89.2%の人が必要と思っている。(子ども・子育て支援に関するアンケートから)	現状、児童の急な病気等への対応として、一定のニーズ・効果があり、将来的にもニーズが見込まれるため、継続して実施する必要性あり。
		利用者数(延べ人数) (単位:人)	5,730	3,049	5,670	3,180	5,600	3,105	3,200	2,764	3,200		
⑪放課後児童クラブ	保護者の就労等により放課後児童の保育をする者がいない小学生に、遊びと生活の場を提供するため、放課後児童クラブを設置し児童の健全育成と育児と就労の両立支援を行う事業。 ＜市の取組:委託事業者へ事業を委託＞	実施箇所(うち一休型) (単位:人)		53(16)		57(10)		62(8)		68(8)	73	保育所、放課後児童クラブ等の働きながら子どもを預けられる施設について、90.3%の人が重要であると感じている。	共働き世帯の増加や放課後の過ごし方の多様化もあり、左記実績のように利用者数が増加傾向にあり、継続して実施する必要性あり。
		利用者数(1年生) (単位:人)		631		784		755		781			
		利用者数(2年生) (単位:人)		525		603		666		706			
		利用者数(3年生) (単位:人)		348		424		419		472			
		利用者数(4年生) (単位:人)		232		279		270		280			
		利用者数(5年生) (単位:人)		131		168		172		159			
		利用者数(6年生) (単位:人)		68		101		100		101			
		合計	2,659	1,935	2,670	2,359	2,698	2,382	2,694	2,499	2,686		
		⑫実費徴収に係る補足 給付を行う事業	教育・保育施設が実費徴収などの上乗せ徴収を行う際、実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため公費による補助を行うもの。＜未実施＞										
⑬多様な主体の参入 促進事業	多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業＜未実施＞											現状実施なし。今後の状況に応じて、柔軟な対応が求められる。	現在対象となる施設はないが、5年間の計画期間の中で、取り巻く状況や国・県の動きを注視しながら、検討を行っていく旨、計画に記載。